

## 「佐久市犯罪被害者等支援条例」骨子案に対する意見募集の実施結果

### 1 意見募集の概要

(1) 意見募集期間

令和4年7月8日（金）から令和4年8月8日（月）まで

(2) 案の公表方法

ア 佐久市ホームページへの掲載

イ 佐久市役所本庁市民ホール、人権同和課窓口、各支所窓口に掲載用として設置

(3) 意見募集方法

ア 郵送

イ 電子メール

ウ ファックス

エ 直接持参（人権同和課又は各支所総務税務係窓口）

オ ながの電子申請サービス

### 2 意見募集の結果

(1) 提出された意見 2名 8件

(2) 提出された意見の概要とそれに対する市の考え方 別紙のとおり

No	意見要旨	市の考え方
1	被害者は何も悪くないのに好奇の目にさらされ、謂れのない中傷を受けがちであることを、市の広報等で定期的に伝えていくことも大切ではと思う。	周囲の無理解や配慮に欠けた言動により、被害者が精神的苦痛を受けることがないように、犯罪被害者等が置かれている状況や支援の必要性について理解を深め、犯罪被害者等を社会で孤立させることがないようにするため、広報、啓発、教育により市民等の理解の増進を図りたいと考えています。
2	犯罪被害者となった際の生活状況に応じた柔軟で長期の対応を望む。	犯罪被害者等への支援は、受けた被害や置かれている状況に応じ、必要な支援を迅速に途切れることなく行ってまいりたいと考えています。
3	一方的な判断は更に傷つけることを知っていただきたい。	行政の一方的な判断ではなく、犯罪被害者等の声を聴き、寄り添った支援となるよう努めていきたいと考えています。
4	小学校にスクールカウンセラーの依頼をしたが、何故か一度も行われることはなかった。このような学校の体制も整えていただきたい。	<p>子どもが事件事故に巻き込まれた際は、被害を受けたお子さんをはじめ、ご兄弟ご姉妹のお子さんに対しても、その状況に応じた心の支援の対応をしてみたいと考えております。</p> <p>スクールカウンセラーについては、佐久市教育委員会が行う支援との連携を図る中で、県へ派遣要請を行い、犯罪被害にあった児童生徒や保護者に対し心のケアに努めていきたいと考えています。</p>
5	事件後は裁判の準備で警察や検察との面会、弁護士との打ち合わせなど大変時間が必要となる。裁判の中で事件の詳細を知り悲しみが増して生活が精一杯である。判決にも納得できず時間とともに悲しみや憎しみが襲ってきた。こうした状況下での子育ては本当に大変だった。犯罪被害者家族に未就学児がいる場合、無	現状においては、ご家庭の状況に応じ、既存の保育サービスの情報を提供する中でご利用いただくこととしています。今後、こうした保育サービスのご利用に際し、犯罪被害者等の負担軽減につながるような支援を検討します。

	<p>条件で保育園通園の許可をして頂くなど、保育の協力や子育てに関する手助けが必要だと思う。</p>	
6	<p>裁判中や心情によっては、他者に詳細を打ち明け難い場合も考えられ、手続き等はより簡略化したものを望む。</p>	<p>犯罪被害者等に心理的、時間的に負担をかけないよう、犯罪被害者等の状況に応じて必要となる手続きや支援をできる限りまとめてご案内していくことを考えています。</p>
7	<p>長期休職や加害者から損害賠償金が払われる見込みがないこと、裁判に弁護士費用がかかることなど、金銭的に大変だった。状況に応じた金銭面での支援があると大変助かる。</p>	<p>犯罪被害者等のさまざまな経済的負担の増大を軽減するため、支援金の支給を検討します。</p>
8	<p>子どもの事故直後に学校の教職員に飲酒運転事故があり愕然とした。学校行事に行くことができなかったが、修学旅行や中学入学などの重要な詳細を知らされなかった。当時の校長が子どもに対し事故のことを話すことがあり、大変心を痛めた。子どもが安心した生活を送るために教育に関わる方々の在り方も考えていただき、配慮が必要だと思う。</p>	<p>子どもが犯罪被害を受けた場合に備え、日頃から子どもたちに犯罪被害者等の置かれる状況や支援の必要性を教育、啓発することはもとより、まずは教職員が理解を深めることが重要であると考えています。教職員を対象にした人権教育研修などの機会をとらえ、教育委員会及び学校関係者の犯罪被害者等への関わり方について資質の向上に努めてまいりたいと考えています。</p>

## 佐久市犯罪被害者等支援条例

## 【議案説明及び制定理由】

これは、犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減並びに犯罪被害者等の生活の再建を図り、もって誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的として、制定しようとするものであります。

## 佐久市犯罪被害者等支援条例

## (目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき、犯罪被害者等支援に関する基本理念を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の施策について基本的な事項を定め、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減並びに犯罪被害者等の生活の再建及び権利利益の保護を図り、もって誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2)犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3)犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を早期に回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるようにするための取組をいう。
- (4)市民等 市内に住所を有する者、市内に居住する者、市内に勤務する者、市内に在学する者又は市内において事業若しくは活動を行う者をいう。
- (5)二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者や犯罪被害者等に接する行政機関の職員その他関係者による理解又は配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不

調、名誉の毀損、私生活の平穩の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。

(6)再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び被害を受けることをいう。

(7)民間支援団体 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和55年法律第36号)第23条第1項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等支援を行う民間の団体をいう。

(8)関係機関等 国、県、警察、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものをいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として行われなければならない。

2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた被害又は二次被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われなければならない。

3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が迅速かつ公正に行われ、かつ、途切れることなく提供されることを旨として行われなければならない。

4 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の名誉又は日常生活を害することとならないよう、二次被害及び再被害の発生の防止について十分配慮して行われなければならない。

5 犯罪被害者等支援は、市及び関係機関等による相互の連携及び協力の下で行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等支援に関する施策を実施する責務を有する。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(犯罪被害者等支援に関する計画)

第6条 市は、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するため、犯罪被害者等支援に関する基本的な計画を定めるものとする。

(支援体制の整備)

第7条 市は、犯罪被害者等支援を総合的に実施するための窓口を設置するものとする。

2 市は、犯罪被害者等支援に関し、関係機関等と相互に連携を図りながら協力するための体制を整備するものとする。

(個人情報の適切な管理)

第8条 市は、犯罪被害者等支援における個人情報の重要性を認識し、犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適切に管理しなければならない。

2 市は、犯罪被害者等支援を担う人材に対し、前項の規定に準じて犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適切に管理するよう求めるものとする。

(財政上の措置)

第9条 市は、犯罪被害者等支援を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第10条 市は、犯罪被害者等が、その受けた被害を早期に回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の必要な支援を行うものとする。

(日常生活の支援)

第11条 市は、犯罪被害者等が早期かつ円滑に日常生活を安心して営むことができるよう、日常生活の支援に関する情報の提供及び助言その他の必要な支援を行うものとする。

(居住の安定)

第12条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図り、並びに二次被害及び再被害を防止するため、市営住宅（佐久市市営住宅条例（平成17年佐久市条例第168号）第2条に規定する市営住宅をいう。）への入居における配慮その他の必要な支援を行うものとする。

(経済的負担の軽減)

第13条 市は、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、支援金の支給に努めるとともに、経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な支援を行うものとする。

(市民等の理解の増進)

第14条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について市民等の理解を深めるとともに、二次被害を防止し、犯罪被害者等を地域社会で孤立させることのないようにするため、広報、啓発、教育その他の必要な施策を行うものとする。

(民間支援団体に対する支援)

第15条 市は、民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を推進することができるよう、犯罪被害者等支援に関する情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 佐久市犯罪被害者等支援条例案の概要

第1条	目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>支援に関する基本理念を定める。</li> <li>市の責務及び市民等の役割を明らかにする。</li> <li>支援の施策について基本的な事項を定める。</li> <li>支援を総合的かつ計画的に推進する。</li> <li>被害の早期の回復・軽減、生活の支援、権利利益の保護を図る。</li> </ul>	もって、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与する。
第2条	定義	(1)犯罪等、(2)犯罪被害者等、(3)犯罪被害者等支援、(4)市民等、(5)二次被害、(6)再被害、(7)民間支援団体、(8)関係機関等	
第3条	基本理念	<ol style="list-style-type: none"> <li>個人としての尊厳を尊重して行う。</li> <li>置かれている状況等に応じて適切に行う。</li> <li>必要な支援を迅速かつ公正に途切れることなく行う。</li> <li>二次被害及び再被害の発生の防止について十分配慮して行う。</li> <li>関係機関等による相互の連携及び協力の下で行う。</li> </ol>	
第4条	市の責務	関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、施策を実施する責務を有する。	
第5条	市民等の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>犯罪被害者等が置かれる状況と支援の必要性について理解を深める。</li> <li>二次被害が生じることのないよう十分配慮する。</li> <li>市が実施する施策に協力するよう努める。</li> </ul>	
第6条	犯罪被害者等支援に関する計画	施策を推進するため、基本的な計画を定める。	
第7条	支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合支援窓口の設置</li> <li>関係機関等との相互連携及び協力体制の整備</li> </ul>	
第8条	個人情報の適切な管理	個人情報を適切に管理する。	
第9条	財政上の措置	支援のための必要な財政措置を行うよう努める。	
第10条	相談及び情報の提供	被害者が直面する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う。	
第11条	日常生活の支援	日常生活の支援に関する情報の提供及び助言を行う。	
第12条	居住の安定	市営住宅への入居における配慮を行う。	
第13条	経済的負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> <li>支援金の支給に努める。</li> <li>助成に関する情報の提供及び助言を行う。</li> </ul>	
第14条	市民等の理解の増進	市民等へ広報、啓発、教育を行う。	
第15条	民間支援団体に対する支援	民間支援団体へ支援に関する情報の提供を行う。	
第16条	委任	必要な事項は、市長が定める。	

## 佐久市犯罪被害者等支援基本計画（案）

令和 年 月

佐 久 市

# 目 次

## 第 1 章 計画策定の趣旨

- 1 計画策定の趣旨 . . . . . 1
- 2 計画の位置付け . . . . . 1
- 3 計画の期間 . . . . . 1

## 第 2 章 犯罪被害者等の現状

- 1 犯罪被害者等の置かれる状況 . . . . . 2
- 2 犯罪被害者等支援における課題 . . . . . 3

## 第 3 章 犯罪被害者等支援に関する基本方針

- 1 基本的な考え方 . . . . . 4
- 2 基本方針 . . . . . 5
- 3 市の責務と市民等の役割 . . . . . 6

## 第 4 章 犯罪被害者等支援に関する施策

- 1 支援体制の整備 . . . . . 6
- 2 相談及び情報の提供等 . . . . . 7
- 3 日常生活の支援 . . . . . 10
- 4 居住の安定 . . . . . 12
- 5 経済的負担の軽減 . . . . . 12
- 6 市民等の理解の増進 . . . . . 13
- 7 民間支援団体に対する支援 . . . . . 14

## 資料編

- 1 佐久市犯罪被害者等支援条例 . . . . .
- 2 長野県犯罪被害者等支援条例 . . . . .
- 3 犯罪被害者等基本法 . . . . .

## 第1章 計画策定の趣旨

### 1 計画策定の趣旨

人は誰もが突然、犯罪等に遭う可能性があります。犯罪等により被害を受けた方及びそのご家族又はご遺族は、生命を奪われる、家族を失う、傷害を負わされるといった直接的な被害に加え、周囲の無理解や偏見、配慮に欠けた言動等により、心身の不調、経済的な損失等の二次被害、加害者から再被害を受けるかもしれない恐怖、不安に苦しめられることになります。

そして、このような状況に誰もが巻き込まれる恐れがあるにもかかわらず、これまでの支援は十分とは言えず、犯罪被害者等は社会から孤立してしまうことが少なくありません。

犯罪被害者等が社会から取り残されることなく、受けた被害を早期に軽減し日常生活を再建できるよう犯罪被害者等に寄り添った支援を充実させ、社会全体で支えていくことが求められています。

国は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的に、平成16年に「犯罪被害者等基本法」（以下「基本法」という。）を制定しました。基本法第5条において、地方公共団体は、犯罪被害者等の支援に関し、その地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有することとされています。長野県では、令和4年4月から「長野県犯罪被害者等支援条例」を施行し、同条例に基づき「長野県犯罪被害者等支援推進計画」を策定しました。

本市では、令和2年11月に、犯罪被害者ご遺族から、「犯罪被害者等の支援に関する条例制定を求める要望書」が提出されたことを契機とし、令和 年 月に「佐久市犯罪被害者等支援条例」（以下「条例」という。）を制定しました。

この「佐久市犯罪被害者等支援基本計画」は、条例に基づき犯罪被害者等の支援に関する市の施策を実効的に推進していくことを目的として策定するものです。

### 2 計画の位置付け

本計画は、基本法及び条例に基づき、本市における犯罪被害者等の支援に関する基本方針及び具体的施策について定めるものです。

### 3 計画の期間

計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。また、計画期間内であっても、犯罪被害者等のニーズや社会を取り巻く環境等の変化を踏まえ、必要に応じて見直すこととします。

## 第2章 犯罪被害者等の現状

### 1 犯罪被害者等の置かれる状況

犯罪は、生命を奪う、身体を傷つける、財産を奪うなど、被害者に直接的な被害を与えます。

また、被害者のみならず、そのご家族やご遺族も、心身の不調や日常生活上の問題、周囲の無理解や配慮に欠けた言動による精神的な苦痛、被害による経済的な影響に苦しむことがあります。

本市には犯罪被害者のご遺族から、「犯罪被害者等の支援に関する条例制定を求める要望書」が提出され、以下のような声が寄せられました。

#### 【市役所等行政機関の窓口について】

- ・入れ替わり立ち代わり役場の担当職員が代わり、何が何だか分からない。
- ・市役所の手続の方法が分からない。
- ・行政の一方的な判断に更に傷付けられる。
- ・信頼できる職員が変わることにより喪失感を感じる。
- ・被害者支援センターの存在を知らなかった。

#### 【精神面・経済面・身の回りのことについて】

- ・ショック状態により心身に不調をきたす。
- ・葬儀や裁判など経済的負担や精神的負担が大きい。
- ・思い出に満ちた自宅、事故現場近くの自宅に精神的に住めなくなる。
- ・日常の身の回りのこと（食事用意、買い物、子どもの世話）が手につかない。
- ・仕事に行けなくなったり、何も手につかなくなる。
- ・子育てに関する支援が必要である。
- ・生きるだけで精いっぱい自ら支援を求めて行動するのは困難である。

#### 【周囲からの二次被害について】

- ・周囲や学校関係者の心無い言葉に傷付く。
- ・学校における配慮ある対応を求める。
- ・亡くなった子のクラス副担任が飲酒運転で事故を起こしショックを受ける。
- ・残された子どもが精神的に不安定になり、学校にも行けなくなる。
- ・写真も名前も当事者が知らないうちに報道（SNS）にさらされている。
- ・ネット上に事実と異なる内容が書き込まれ誹謗中傷を受ける。
- ・警察が市内全域に配布したチラシが被害者に落ち度があったと誤解を招く内容で傷付く。
- ・加害者の再犯に精神的に傷付く。
- ・報道陣が自宅前に押し寄せ、家に帰れない。

## **(1) 直接的被害**

誰もが、日常生活の中である日突然犯罪被害に遭い、生命を奪われる、家族を失う、傷害を負う、財産を奪われるといった直接的な被害を受けることがあります。

## **(2) 犯罪被害後に直面する状況**

### **①心身への影響**

身体に被害を受けた場合、長期にわたり治療が必要となったり、重い障害を負ったりすることがあります。

事件により大きな精神的ショックを受けることで、不眠や食欲不振、集中力の低下等、心身にさまざまな不調が現れ、家事や育児、仕事など日常生活に支障が生じることもあります。また、加害者から再被害を受けるかもしれないという恐怖や不安に苦しめられる場合もあります。

さらには、こうした精神的被害にとどまらず、PTSD(心的外傷後ストレス障害)等の症状に苦しむ場合もあります。

### **②経済的負担の増加**

被害者が亡くなられた場合の葬祭費、怪我の治療や精神的ケアのための医療費、裁判等のための弁護士費用、自宅が事件現場になった場合や再被害から逃れるために転居をする場合の転居費用等、あらゆる面で支出が増加する場合があります。

また、犯罪被害により生計維持者を失った場合や、受傷・精神的ショックや捜査・裁判等のため仕事を休むことにより、休職・退職・転職を余儀なくされ、就労状況にも影響することがあります。

このように支出が増加する一方で収入が減少・途絶え、経済的に困窮することも少なくありません。

### **③精神的な負担の増加**

周囲の者や犯罪被害者等に接する行政機関の職員その他関係者による無理解又は配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等が大きな精神的苦痛となります。他人から犯罪被害を受け、人間社会に対する信頼が揺らぐ中、被害後に受けるこうした精神的苦痛からさらに周囲に不信感を募らせ社会から孤立することもあります。

## **2 犯罪被害者等支援における課題**

犯罪被害者ご遺族の声も踏まえ、本市が市民に最も身近な行政として、犯罪被害者等に寄り添い支援を行う上で、次のような課題があります。

### **(1) 総合支援窓口の設置**

犯罪被害者等は、犯罪被害を受けた後、さまざまな心身の不調を抱えることがあります。また、被害の内容や被害者等が抱える問題はそれぞれ事情が異なります。そうした中で、どこでどのような手続が必要なのか、また、支援を受けられるのか、自らの意思で調べて行動を起こすことは非常に大変なことです。

相談窓口の周知を図るとともに、犯罪被害者等が直面している困難を正確に把握し、それぞれの状況に応じた適切な支援策について情報提供を行うことや、支援に関わる関係機関との連携により迅速に支援を実施できる総合支援の窓口と専門職を含めた職員体制を整備することが必要です。

### **(2) 経済的負担の軽減**

犯罪被害を受けたことで必要となる葬祭費や怪我の治療費、休職・退職・転職を余儀なくされることによる収入減少・途絶などに伴う経済的負担を軽減出来るよう支援を行う必要があります。

### **(3) 日常生活への支援**

被害を受ける前まで行っていた日常生活における家事、育児、介護、食事作りなどが、犯罪被害に伴う心身の不調、精神的負担の増加により、出来なくなることがあります。また、転居や転職等を余儀なくされることもあります。こうした日常生活の営みを支援し、被害の軽減を図る必要があります。

### **(4) 二次被害の防止**

犯罪被害者等は、周囲の配慮に欠ける言動、インターネット上の誹謗中傷、報道機関による過剰な取材、加害者の再犯等で大きな精神的苦痛を受けることがあります。犯罪被害が発生してしまった際に、被害者等にさらに追い打ちをかけて苦痛を与えるこうした二次被害はなくす必要があります。

## **第3章 犯罪被害者等支援に関する基本方針**

### **1 基本的な考え方（第1条関係）**

犯罪被害者等支援を推進し、犯罪被害者等が受けた被害からの早期回復及び軽減、生活の再建と権利利益の保護を図り、誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与します。

## **2 基本方針（第3条関係）**

基本的な考え方にに基づき施策に取り組むに当たっては、犯罪被害者等一人ひとりに寄り添った支援の充実の必要性、誰もが犯罪被害者等になり得るとの認識を市民等が共有し、犯罪被害者等を支え、誰もが安心して暮らすことができる地域社会を形成することが必要です。

条例では、犯罪被害者等の支援に関し基本理念を定めており、犯罪被害者等の支援はこの基本理念に基づき行います。

### **（1）犯罪被害者等の個人としての尊厳を尊重して行う**

犯罪被害者等は、犯罪被害により、私たちが想像できないほどの精神的苦痛、身体的苦痛、経済的困窮などを抱えて生活していかなければならないことがあります。それにも関わらず、犯罪被害者等は、被害の責任が犯罪被害者等自身にあるかのように見なされたり、被害の実態を理解されなかったりして、社会から孤立することも少なくありません。

犯罪被害者等支援は、当然に保障される基本的人権の保護を図り、個人の尊厳が重んぜられることを念頭に実施していく必要があります。

### **（2）犯罪被害者等の置かれている状況等に応じて適切に行う**

犯罪被害者等が受けた被害の状況や原因、犯罪後に置かれる状況等は、それぞれ異なります。犯罪被害者等への支援に当たっては、個々の犯罪被害者等の状況等を正確に把握し、具体的状況の差異を十分に踏まえた上で、適切に行う必要があります。

### **（3）必要な支援を迅速・公正に途切れることなく行う**

犯罪被害者等が置かれる状況は、時間の経過や環境の変化等により変化し、それに伴い必要とされる支援も変化します。また、必要な支援の変化により、適用される制度や担当する機関が変わることも多くありますが、制度や担当機関のつなぎ目で、求められる支援の提供が滞ることがないよう十分配慮する必要があります。

犯罪被害者等への支援は、犯罪被害者等が必要とする支援を必要な時に受けられるよう迅速かつ公正に実施していく必要があります。

### **（4）二次被害や再被害の発生の防止について配慮して行う**

犯罪被害者等は、周囲の無理解や偏見、配慮に欠けた言動、うわさや誹謗中傷等の二次被害や、同じ加害者から再被害に遭うといったことがあります。そのため、犯罪被害者等の支援は、二次被害及び再被害の発生の防止について十分配慮して行う必要があります。

### **(5) 関係機関等による相互の連携と協力の下で行う**

犯罪被害者等への支援は、必要な支援が必要な時に受けられるよう、関係機関同士の連携が不可欠です。

各関係機関が、それぞれの役割を担い、適切な支援を実施することができるよう、相互に連携、協力しながら施策を実施していく必要があります。

## **3 市の責務と市民等の役割（第4条・5条関係）**

犯罪被害者等を地域社会で支え、誰もが安心して暮らせるようにするには、行政が主体的に支援に関する施策に取り組むことが重要です。また、市民等も犯罪被害者等支援の理解を深め、社会全体で協力して取り組んでいくことも重要です。条例では、市の責務と市民等の役割についてそれぞれ定めています。

### **(1) 市の責務**

市は、基本理念にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等支援に関する施策を実施します。

### **(2) 市民等の役割**

市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとします。

## **第4章 犯罪被害者等支援に関する施策**

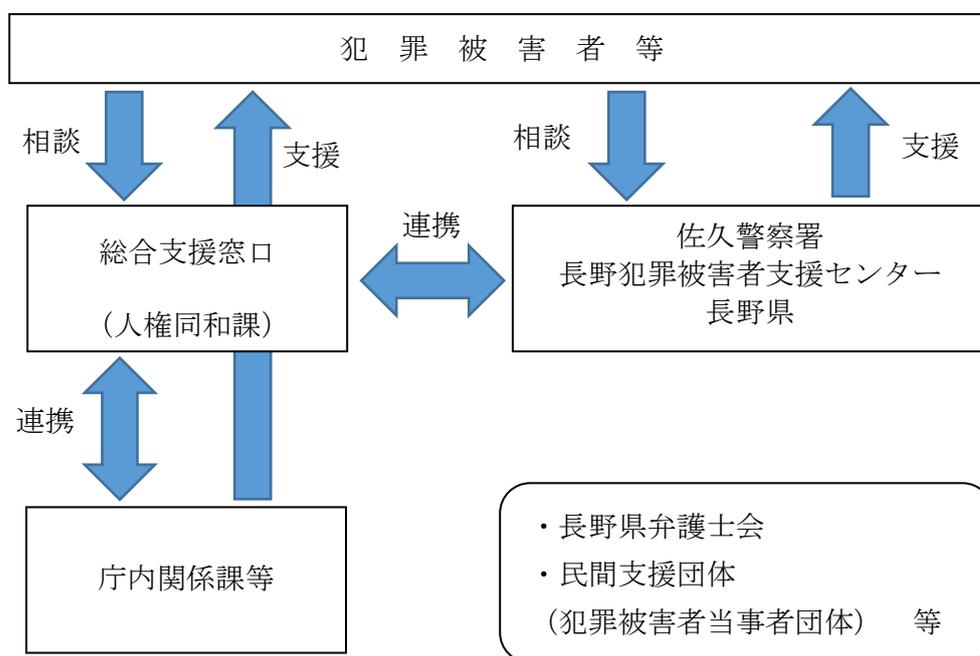
### **1 支援体制の整備（第7条関係）**

#### **【人権同和課】**

犯罪被害者等の被害を軽減し、日常生活を再建していくためには、犯罪被害者等が置かれる状況に応じた支援を、必要な時に受けられるようにするための体制整備が必要です。犯罪被害者等の支援に携わる庁内関係部署が、緊密に連携して適切な支援を行うため、総合支援窓口を設置します。

取組項目	内容	担当課等
総合支援窓口の設置	犯罪被害者等に被害状況や相談内容に応じた支援を行うため、総合支援窓口を設置します。	人権同和課

【支援体制のイメージ図】



## 2 相談及び情報の提供等（第10条関係）

【人権同和課・収税課・市民課・健康づくり推進課・国保医療課・生活環境課・福祉課・子育て支援課・高齢者福祉課・学校教育課】

犯罪被害者等は、様々な問題に直面し、迅速な支援が不可欠で、時間の経過とともに求められる支援内容も変化します。犯罪被害者等が直面する各般の問題について相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行います。

取組項目	内容	担当課等
総合支援窓口の設置 [再掲]	犯罪被害者等に被害状況や相談内容に応じた支援を行うため、総合支援窓口を設置します。	人権同和課
犯罪被害者等支援の周知	広報誌や佐久市ホームページ等を活用し、犯罪被害者等支援に関する情報を発信します。	人権同和課
市税等の納税相談	状況等を伺い、納税方法等の相談に応じます。	収税課
住民基本台帳事務におけるDV等支援措置	ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者保護のため、住民票や戸籍の附票の	市民課

	交付について、原則、本人以外には交付不可とします。	
身体的・精神的な健康の不安や不調に関する保健師による相談支援	被害者本人やその家族等の心身の不安や不調、それに伴う生活上の困りごとに対して、相談支援を行います。必要に応じて、関係機関と連携した支援を行います。	健康づくり推進課
国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療保険に係る保険税・保険料の減免	状況に応じた減免や分割納付などの相談に応じます。	国保医療課
遺族基礎年金の相談	遺族基礎年金の説明と手続を行います。	国保医療課
国民健康保険、後期高齢者医療保険の第三者行為損害賠償求償に係る相談支援	第三者によって怪我や病気をした場合に受けられる各保険制度の説明と手続を行います。	国保医療課
福祉医療費給付金の支給	18歳の年度末までの子ども、ひとり親、障がい者、妊産婦の方の医療費の負担を軽減するため、福祉医療費給付金を支給します。	国保医療課
DV被害者の国民健康保険の加入、被保険者証の発行	DV被害により住民票を異動できない被害者は、住民登録のない逃げてきている住所地で国民健康保険に加入、被保険者証の交付を受けることができます。	国保医療課
消費生活相談	契約のトラブル、悪質商法など、消費生活に関する相談に対応します。	佐久市消費生活センター（生活環境課内）
公認心理師による相談支援	精神的不調等の悩みについて、相談対応等の支援を行います。	福祉課
障がい者の福祉に関する相談	障がい者やそのご家族等からの福祉サービス等の利用希望に対し、必要な情報提供や障がい福祉サービスの利用等の必要な支援を行います。	福祉課
犯罪により障がい者となった場合等	障がい者となった犯罪被害者等に、特別障害者手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手	福祉課

に手当受給についての案内	当の説明と手続を案内します。	
障がい者手帳の取得手続案内	障がい者となった犯罪被害者等に、障がい者手帳（身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳）の説明と手続を案内します。	福祉課
自立支援医療（精神通院）について案内	精神科に継続して通院する場合の費用の一部を公費負担します。	福祉課
生活保護に関する相談	生活保護制度の相談に対応します。	福祉課
女性保護事業	保護、住宅支援、就労支援など関係機関と連携して対応します。	福祉課
児童虐待防止事業	学校教育関係者、児童相談所、警察署等と連携し対応します。	福祉課
子育て短期支援事業	保護者の病気や妊娠出産、家族の介護、冠婚葬祭等のため、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合、児童養護施設等において児童を一定期間預かり、養育します。（7日以内）	子育て支援課
児童相談所と連携した子どもの養育相談	18歳未満の子どもに関する専門の相談機関である児童相談所と連携・協働し、子どもの健やかな育ちのための相談や家族援助を行います。	子育て支援課
母子・父子自立支援員によるひとり親家庭の自立に向けた相談支援	母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭の自立に必要な情報の提供や相談支援を行うとともに、関係機関等と連携し、職業能力の向上や求職活動に関する支援を行います。	子育て支援課
母子父子寡婦福祉資金貸付金制度の案内	ひとり親家庭等になった場合、母子父子寡婦福祉資金貸付金制度の案内と情報提供を行います。	子育て支援課
高齢者の福祉に関する相談	高齢者の介護をはじめ各種福祉サービスの利用方法や高齢者虐待を含む相談等に対応します。	高齢者福祉課
要介護認定	新規申請は地域包括職員が相談や手続に対応します。	高齢者福祉課

	更新、区分変更申請は担当ケアマネージャーが手続の支援をします。	
介護保険料に関する相談	介護保険料（普通徴収）の納付が困難な方に対し、分割納付等の相談に応じます。	高齢者福祉課
状況に応じた地域包括支援センターとの連携による支援	対象者の状況に応じて、地域包括支援センターにおける専門職と、地区担当保健師が連携し、相談、訪問等の支援を行います。	高齢者福祉課
チャレンジ教室の設置	学校に行きにくい、行けない状態が続いている小中学生が安心して過ごせる場所として設置し、保護者や学校、関係機関と相談・連携しながら、学校復帰に向けた支援を行います。	学校教育課
児童生徒への相談支援	犯罪被害者等となった児童生徒についてスクールメンタルアドバイザーによる相談支援を行います。	学校教育課

### 3 日常生活の支援（第11条関係）

#### 【人権同和課・佐久市社会福祉協議会・福祉課・高齢者福祉課・商工振興課】

犯罪被害者等は、被害を受けることにより、普段行えていた日常生活の営みが困難になります。それぞれの状況に応じて日常生活を支え、再建を支援します。

取組項目	内容	担当課等
家事・育児・介護の支援	以下のサービスを利用する場合に、費用を助成します。 家事援助：調理、衣類の洗濯、住居の清掃、生活必需品の買物など 育児援助：保育、保育園・幼稚園の送迎など 介護援助：見守り、食事介助、排せつ介助など	人権同和課
配食の支援	外出が困難となり食事を用意することに支障がある場合に利用する配食サービスの費用を助成します。	人権同和課
一時保育の支援	就学前の子の家庭での保育に支障が生じた場合に利用する一時預かり保育の費用を助成します。	人権同和課
転居費用の支援	従前の住居に居住することが困難になっ	人権同和課

	た場合に転居する費用を助成します。	
カウンセリング等の支援	精神的な被害の軽減又は回復のために受けるカウンセリング等の費用を助成します。	人権同和課
報道対応等の支援	報道機関等の対応等を弁護士に依頼する場合の費用を助成します。	人権同和課
弁護士相談の支援	犯罪被害によって生じる法律問題について弁護士に相談する場合の費用を助成します。	人権同和課
ファミリーサポート事業	育児支援が必要な家庭に対し、支援会員が有償で支援をします。	社会福祉協議会
介護助っ人事業	介護支援が必要な家庭に対し、支援会員が有償で支援をします。	社会福祉協議会
相談者の状況に応じた支援プラン、ハローワークへ同行支援	就労支援員が支援者のアセスメントを踏まえ、必要に応じて公共職業安定所等へ同行支援を行います。	社会福祉協議会
企業と連携を図った職場体験の場の提供	就労経験がない、就労に不安がある等の支援者を社会参加の機会を提供するために体験研修を行います。また、受け入れ先の企業開拓も行います。	社会福祉協議会
アウトリーチ支援員を配置した自立相談支援	アウトリーチ支援員により、ひきこもり状態にある方など支援に時間がかかる方に対してより丁寧な支援を行います。	福祉課 社会福祉協議会
食料支援事業	離職など収入減少に伴い、必要に応じて食糧支援を行います。	社会福祉協議会
備品貸出し事業	市内在住者で、条件に該当となる方へ、カセットコンロ又は自転車の貸出しを行います。	社会福祉協議会
要介護（支援）認定者に対するケアプランに基づいた必要なサービス提供	必要なサービス提供のために、要介護認定者のケアプランは担当ケアマネージャーが作成します。 要支援認定者のケアプランは地域包括職員が作成します。	高齢者福祉課
佐久市内での就職を希望する求職者を対象とした就職	ハローワーク等とも連携し、就職支援員による相談を通じて状況に応じた就労支援を行います。	商工振興課

相談・職業紹介		
職場（商工業者）に対する啓発	市内商工業者に対して、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等支援の必要性について理解を深めるため、啓発に取り組みます。	商工振興課
各種事業者向けの補助金・給付金・融資制度の紹介など	チラシの配布、相談窓口の紹介などを行います。	商工振興課

#### 4 居住の安定（第12条関係）

##### 【建築住宅課・人権同和課・高齢者福祉課・福祉課・佐久市社会福祉協議会】

犯罪被害者等が、犯罪被害や二次被害、再被害等により、従前の住居に居住することが困難となった場合に、居住の安定を図るための支援を行います。

取組項目	内容	担当課等
市営住宅への入居	犯罪被害者等の市営住宅への入居要件を緩和します。	建築住宅課
転居費用の支援 〔再掲〕	従前の住居に居住することが困難になった場合に転居する費用を助成します。	人権同和課
生活管理指導短期 宿泊事業	65歳以上で身の周りの事はご自身でできるが、一時的に在宅生活が困難な方が対象です。	高齢者福祉課
高齢者生活支援ハ ウス入居	65歳以上で、要介護認定を受けておらず、自宅で生活することが困難な状況であると入居判定会議において認められた方が対象です。	高齢者福祉課
住居確保給付金の 支給	賃貸住宅の家賃額（住宅扶助特別基準額を上限）を原則3か月間支給します。	福祉課 社会福祉協議会

#### 5 経済的負担の軽減（第13条関係）

##### 【人権同和課・国保医療課・生活環境課・福祉課・子育て支援課・学校教育課・佐久市社会福祉協議会】

犯罪被害者等は、被害を受けることにより様々な経済的負担を強いられるため、その負担の増大を軽減することができるよう、支援金を給付します。また、利用可能な経済的支援制度に関する情報提供や助言を行います。

取組項目	内容	担当課等
犯罪被害者等支援金の支給	被害直後から強いられる様々な費用負担の増加に対し、経済的負担を軽減するため、遺族支援金、重症病支援金を支給します。	人権同和課
葬祭費の支給	国民健康保険・後期高齢者医療保険被保険者が死亡した場合、葬祭を行った方に支給します。	国保医療課
高額療養費の支給	大きな手術などで保険医療を受け、1か月の医療費の自己負担額が限度額を超えた場合、超えた分を高額療養費として支給します。	国保医療課
県民交通災害共済による見舞金の支給	県民交通災害共済に加入していた場合で、自動車・バイク等の交通事故による災害を受けた場合、入通院の日数により見舞金を支給します。	生活環境課
児童扶養手当	要件に該当するひとり親家庭で子どもを養育する方に支給します。	子育て支援課
要保護・準要保護児童生徒就学援助費の支給	経済的な理由で就学な困難な児童生徒の保護者へ、給食費や学用品費等の一部を援助します。	学校教育課
生活困窮者自立支援	生活困窮者自立支援法に基づき、支援員が相談者の課題を把握し、相談の状況に応じて支援計画をたてながら支援します。	福祉課 社会福祉協議会

## 6 市民等の理解の増進（第14条関係）

### 【人権同和課・商工振興課・学校教育課】

犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について、市民等の理解を深め、二次被害等を防止し、犯罪被害者等を社会で孤立させることのないよう、地域や職場、学校における広報、啓発、教育を実施します。

取組項目	内容	担当課等
犯罪被害者等支援の周知 [再掲]	広報誌や佐久市ホームページ等を活用し、犯罪被害者等支援に関する情報を発信します。	人権同和課
地域における啓発	地域における人権同教育講座などにおいて、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等支援の必要性について理解を深め	人権同和課

	るため、啓発に取り組みます。	
職場（商工業者） に対する啓発 〔再掲〕	市内商工業者に対して、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等支援の必要性について理解を深めるため、啓発に取り組みます。	商工振興課
学校における教育	学校の道徳の授業などの機会に、SNSモラル等の教育を実施します。	学校教育課

## 7 民間支援団体に対する支援（第15条関係）【人権同和課】

民間支援団体は、被害者等支援において重要な役割を果たしています。民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を推進できるよう安定した財政基盤の確立に向けた支援を行います。

取組項目	内容	担当課等
早期援助団体への 財政支援	犯罪により被害を受けた被害者及びその家族や遺族に対して各種支援事業を行う「認定特定非営利活動法人 長野犯罪被害者支援センター」に財政的支援を行います。	人権同和課

### 資料編

- 1 佐久市犯罪被害者等支援条例
- 2 長野県犯罪被害者等支援条例
- 3 犯罪被害者等基本法

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨

- ①背景：誰もが突然、犯罪等に巻き込まれる恐れがあります。佐久市では、市内で起きた交通事故によりお子様を亡くされたご遺族から、令和2年11月に「犯罪被害者等の支援に関する条例制定を求める要望書」が提出され、切実に求める支援を伺い、条例制定の検討を進めました。
- ②目的：犯罪被害にあわれた方とご家族の被害からの早期回復及び軽減、日常生活の再建を支援し、誰もが安心して暮らすことができる社会を実現するため、市の施策を実効的に推進していくことを目的に策定するものです。

2 計画の位置づけ

犯罪被害者等基本法のほか、佐久市犯罪被害者等支援条例第6条（犯罪被害者等の支援に関する計画）に基づき、犯罪被害者等支援に関する基本方針や具体的施策について定めるものです。

3 計画の期間

令和5年度から令和9年度までの5年間（期間内に犯罪被害者等のニーズや社会を取り巻く環境等が変化した場合、必要に応じて見直します。）

第2章 犯罪被害者等の現状

1 犯罪被害者等の置かれる状況

被害者等の声  
(懇談で分かったこと)

市役所等行政機関の窓口について

- 入れ替わり立ち代わり担当職員が代わり、説明が分からない
- 手続きの方法が分からない
- 行政の一方的な判断にさらに傷つけられる
- 信頼できる職員が変わることによる喪失感
- 犯罪被害者支援センターの存在を知らなかった

精神面・経済面・身の回りのことについて

- ショック状態により心身の不調をきたす
- 裁判など経済的負担や精神的負担が大きい
- 思い出に満ちた自宅、事故現場近くの自宅に精神的に住めなくなる
- 日常の身の回りのこと（食事用意、買い物、子の世話）が手につかなくなる
- 仕事に行けなくなる
- 生きるだけで精一杯で自ら支援を求めることが困難

周囲からの二次被害について

- 写真も名前も当事者が知らないうちに報道(SNS)にさらされている
- ネット上に事実と異なる内容が書き込まれ、誹謗中傷を受ける
- 周囲や学校関係者の心無い言葉に傷つく
- 加害者の再犯に精神的に傷つく
- 報道陣が自宅前に押し寄せ、家に帰れない

第2章 犯罪被害者等の現状

2 犯罪被害者等支援における課題

求める支援

①【総合支援窓口の設置】

- ◆各種手続や相談ができる窓口の設置
- ◆福祉の専門職員の配置

②【経済的負担の軽減】

- ◆様々な経済的負担の増大を軽減する支援

③【日常生活への支援】

- ◆心理面での支援
  - ◆子どもの心のケア支援
  - ◆住居面での支援
  - ◆日常の身の回りの支援
  - ◆就労面での支援
- ※被害者、家族、遺族が置かれた状況に応じた支援

④【二次被害の防止】

- ◆インターネット利用のモラルの教育や啓発
- ◆加害者の再犯防止
- ◆報道対応への支援

第3章 犯罪被害者等支援に関する基本方針

1 基本的な考え方【第1条関係】

「誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現」  
犯罪被害者等支援を推進し、  
①犯罪被害者等の被害の早期回復及び軽減  
②生活の再建と権利利益の保護を図ります。

2 基本方針【第3条関係】

- ①犯罪被害者等の個人としての尊厳を尊重して行う
- ②犯罪被害者等の置かれている状況等に応じて適切に行う
- ③必要な支援を迅速・公正に途切れることなく行う
- ④二次被害や再被害の発生防止について配慮して行う
- ⑤関係機関等による相互の連携と協力の下で行う

3 市の責務と市民等の役割【第4条・5条関係】

第4章 犯罪被害者等支援に関する施策

1 支援体制の整備【第7条関係】

犯罪被害者等の支援に携わる庁内関係部署が、緊密に連携して適切な支援を行うため、総合支援窓口を設置します。

2 相談及び情報の提供等【第10条関係】

犯罪被害者等が直面する各般の問題について相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行います。

3 日常生活の支援【第11条関係】

それぞれの状況に応じて日常生活を支え、再建を支援します。

4 居住の安定【第12条関係】

居住の安定を図るための支援を行います。

5 経済的負担の軽減【第13条関係】

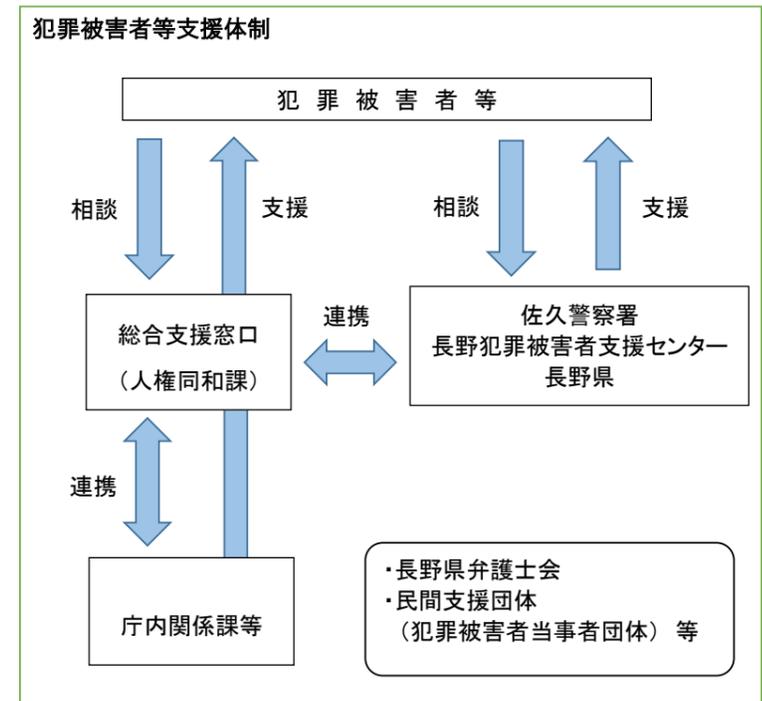
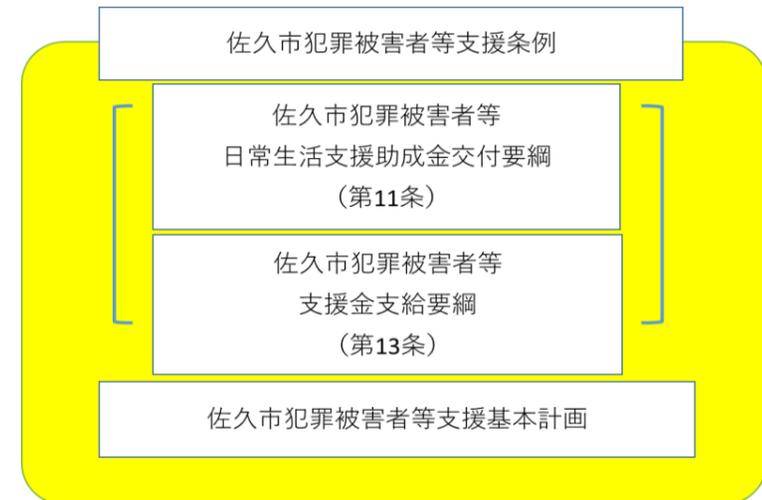
経済的負担の増大を軽減するため、支援金を支給します。

6 市民等の理解の増進【第14条関係】

二次被害等を防止し、犯罪被害者等を社会で孤立させることのないよう、地域や職場、学校における広報、啓発、教育を実施します。

7 民間支援団体に対する支援【第15条関係】

民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を推進できるよう財政支援を行います。



佐久市犯罪被害者等支援基本計画案に基づく事業概要

施策の区分		(1) 既存の施策で犯罪被害者等支援にも活用できる主な施策		(2) 犯罪被害者等支援に特化した新規施策	
		施策内容	担当課	施策内容	担当課
1 支援体制の整備	総合支援窓口の設置				
2 相談及び情報の提供等	戸籍、医療、年金、健康保険など各種行政窓口手続きにおける相談支援	住民基本台帳事務におけるDV等支援措置	市民課	※人権同和課が総合支援窓口となり、庁内関係部署による「支援チーム」を編成し、被害者等と支援担当課の調整を図る。  ※DXの推進により、各種手続きの際に窓口で申請書等に記載する負担の軽減を図る。【情報政策課、市民課等】  ●家事・育児・介護支援 日常生活の営みに支障がある犯罪被害者、遺族又は家族が利用する家事・育児・介護サービスの費用への助成【人権同和課】  ●配食支援 外出が困難となり、食事を用意することに支障がある犯罪被害者等が、配食サービスを利用する場合の費用への助成【人権同和課】  ●一時保育支援 扶養する就学前の子の家庭での保育に支障が生じた犯罪被害者等が、一時的な預かり保育を利用する場合の費用への助成【人権同和課】  ●転居支援 従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等が、転居する場合の費用への助成【人権同和課】  ●カウンセリング等支援 犯罪被害者等が精神的な被害の軽減又は回復のために公認心理士等によるカウンセリング及び精神科等診療を受ける場合の費用への助成【人権同和課】  ●報道対応等支援 犯罪被害者等が報道機関等の対応等を弁護士に依頼する場合の費用の助成【人権同和課】  ●弁護士相談支援 犯罪被害者等によって生じる法律問題について弁護士に相談する場合の費用の助成【人権同和課】  ●居住支援 従前の住居への居住が困難となった犯罪被害者等の市営住宅入居への配慮【建築住宅課】  ●支援金の支給 様々な経済的負担の増大を軽減するため、犯罪被害者が死亡の場合に遺族支援金、重傷病を負った場合に重傷病支援金を支給【人権同和課】	
		国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療保険に係る保険税・保険料の減免	国保医療課		
		国民健康保険、後期高齢者医療保険の第三者行為損害賠償求償に係る相談支援	国保医療課		
		要介護認定	高齢者福祉課		
	被害者等の属性（子ども、ひとり親、高齢者、障害者、困窮者など）に応じた相談・支援	18歳の年度末までの子ども、ひとり親、障がい者、妊産婦への医療費助成	国保医療課		
		被害者等で障がいのある方の福祉サービス等の利用希望に対し相談支援	福祉課		
		犯罪により障がい者となった場合等に手当受給についての案内	福祉課		
		被害者等が精神科に継続して通院する場合の自立支援医療（精神通院）について案内	福祉課		
		子育て短期支援事業	子育て支援課		
		児相と連携した子どもの養育相談	子育て支援課		
		母子・父子自立支援員によるひとり親家庭の自立に向けた相談支援	子育て支援課		
		介護保険料に関する相談	高齢者福祉課		
保健師、公認心理師、社会福祉士等による心理面の支援	スクールメンタルアドバイザーによる児童生徒への相談支援	学校教育課			
	身体的・精神的な健康の不安や不調に関する保健師による相談支援	健康づくり推進課			
	精神的な不調等の悩みに関する公認心理師等による相談支援	福祉課			
3 日常生活の支援	身の回りの日常生活支援（家事・育児・介護・配食など）	状況に応じた地域包括支援センターとの連携による支援	高齢者福祉課		
		要介護（支援）認定者に対するケアプランに基づいた必要なサービス提供	高齢者福祉課		
		ファミリーサポート事業（育児支援）	社会福祉協議会		
	就職相談・職業紹介等による就労支援	介護助っ人事業（介護支援）	社会福祉協議会		
		佐久市内での就職を希望する求職者を対象とした就職相談・職業紹介	商工振興課		
		職場（商工業者）に対する啓発	商工振興課		
		各種事業者向けの補助金・給付金・融資制度の紹介など	商工振興課		
		相談者の状況に応じた支援プラン、ハローワークへ同行支援	社会福祉協議会		
		企業と連携を図った職場体験の場の提供と体験受け入れ先企業開拓	社会福祉協議会		
	報道等への対応支援	アウトリーチ支援員を配置したより丁寧な支援	福祉課・社会福祉協議会		
4 居住の安定	市営住宅による住居支援	市営住宅への入居	建築住宅課		
	高齢者施設による住居支援	生活管理指導短期宿泊事業	高齢者福祉課		
高齢者生活支援ハウス入居		高齢者福祉課			
5 経済的負担の軽減	見舞金等の支給による経済面での支援	県民交通災害共済による見舞金の支給	生活環境課		
6 市民等の理解の増進	学校・地域・職場に向けたSNSモラル等についての教育及び啓発	道徳の授業などの機会にSNSモラル等の教育を実施	学校教育課		
7 民間支援団体に対する支援	早期援助団体への財政支援	被害者や家族等に支援事業を行う長野犯罪被害者支援センターへの支援	人権同和課		

※佐久市犯罪被害者等支援基本計画案より抜粋

	条例	支援金の対象（第13条関係）	日常生活支援助成金の対象（第11条関係）
目的	○市の責務及び市民等の役割を明らかにし、施策の基本的事項を定める	○犯罪被害後の当面の経済的負担の軽減を図る	○犯罪被害からの早期回復及び軽減を図り、日常生活の再建を支援する
犯罪	○「犯罪被害者等基本法」第2条の「犯罪等」の定義を引用 ・犯罪等：犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為 ・国の第4次基本計画では・・・犯罪等の種別、故意犯・過失犯の別、事件の起訴・不起訴及び解決・未解決の別、犯罪被害者等の国籍の別、被害を受けた場所等による限定は一切なし	○「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」第2条の「犯罪行為」の定義を引用 ・日本国内又は日本国外（日本船舶又は日本航空機内）で人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（心神喪失者の行為及び14歳未満の者の行為等の刑法で罰せられない行為を含み、正当行為及び正当防衛等による行為は対象外） ・過失による行為を除く	○「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」第2条の「犯罪行為」の定義を引用 ・過失による行為を含む
犯罪被害		○犯罪行為（被害届等により被害を受けたことが確認できるもの）による死亡又は重傷病 ・重傷病：負傷又は疾病（精神的な疾病を含む。）に係る身体の被害であって、当該負傷又は疾病の療養に要する期間が1か月以上で、かつ、3日以上入院を要する（精神疾患である場合は、療養に要する期間が1か月以上で、かつ、3日以上労務に服することができない程度であることを要する。）と医師に診断されたもの	
犯罪被害者	○「犯罪被害者等基本法」第2条の「犯罪被害者等」の定義を引用 ・犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族	○「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」第2条の「犯罪被害者」の定義を引用 ・犯罪被害を受けた者	
市民	○「市民等」として定義 ・市内に住所を有する者、市内に居住する者、市内に勤務する者、市内に在学する者、市内で事業若しくは活動を行う者	・市内に住所を有する者、市内に居住する者、市長が認める者	
遺族		○犯罪被害者が犯罪行為により死亡した時における次の者 ①配偶者（事実婚を含む） ②同一世帯の2親等以内の親族 ③同一世帯外の2親等以内の親族 （第1順位遺族に支給：①→②→③）	・配偶者（事実婚を含む） ・2親等以内の親族
家族			○犯罪被害（重傷病に限る）が発生した時における次の者で遺族でない者 ・配偶者（事実婚を含む） ・2親等以内の親族
給付対象者		・第1順位遺族、重傷病を負った犯罪被害者であって、犯罪行為が行われた時における市民その他市長が必要と認める者	・遺族、重傷病を負った犯罪被害者及びその家族であって、申請時における市民
支援対象外		・犯罪行為が行われた時において犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との間に3親等以内の親族関係がある場合 （婚姻関係の破綻、犯罪被害者が18歳未満の子、犯罪被害者が18歳未満の子を監護、DV、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待は対象） ・犯罪行為を誘発、責めに帰すべき行為があった場合 ・犯罪被害者又は第1順位遺族が暴力団と関係ある場合 ・社会通念上適切でない場合	・犯罪行為が行われた時において犯罪被害者、遺族又は家族と加害者との間に3親等以内の親族関係がある場合 （婚姻関係の破綻、犯罪被害者が18歳未満の子、犯罪被害者が18歳未満の子を監護、DV、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待は対象） ・犯罪行為を誘発、責めに帰すべき行為があった場合 ・犯罪被害者、遺族又は家族が暴力団と関係ある場合 ・社会通念上適切でない場合

	条例	支援金の対象（第13条関係）	日常生活支援助成金の対象（第11条関係）
申請期限		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 犯罪被害を知った日（死亡：遺族が警察等からの連絡によりその死亡の事実を知った日、重傷病：医師の診断により重傷病であると診断された日）から1年以内</li> <li>・ 犯罪被害が発生した日から7年以内</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 犯罪行為が行われた時から1年以内</li> </ul>
備考		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 犯罪により死亡した被害者の住所要件はない</li> <li>・ 遺族、死亡していない犯罪被害者は、犯罪行為時に市民であれば、その後転出しても支援対象</li> <li>・ 犯罪行為が行われた時において市民であった者に対する経済的支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 犯罪により死亡した被害者の住所要件はない</li> <li>・ 遺族、死亡していない犯罪被害者、家族は、犯罪行為時に市民以外であっても、申請時点で市民であれば支援対象</li> <li>・ 犯罪行為が原因で現に日常生活に支障が生じている市民に対する支援</li> </ul>